

わがまち特例 改正資料 (令和6年度)

No	地方税法 349条の3	市税条例 61条の2	説明	取得期限	適用 年限	参酌 割合	都計 割合	備考	都計条例 第3条
1	第27項	1項	家庭的保育事業	永年	△	1/2	1/2		2項
2	第28項	2項	居宅訪問型保育事業	永年	△	1/2	1/2		2項
3	第29項	3項	事業所内保育事業	永年	△	1/2	1/2		2項
No	地方税法項号 附則第15条	市税条例 附則第10条の2	説明	取得期限	適用 年限	参酌 割合	都計 割合	備考	都計条例 附則
1	2項1号	1項	汚水処理または廃液処理施設	R6. 3. 31 →R8. 3. 31	△	1/2		延長	
2	2項5号	2項	下水道除害施設	R6. 3. 31 →R8. 3. 31	△	4/5		延長	
3	14項 同項ただし 書き分	3項	都市再生緊急整備地域において取得した施設	R8. 3. 31	5	3/5	3/5		4項
			特定都市再生緊急整備地域分			1/2	1/2		
4	21項	4項	臨港地区における償却資産	R6. 3. 31 →R10. 3. 31	4	1/2		延長	
5	22項	5項	指定避難施設避難用部分に係る固定資産税	R6. 3. 31 →R9. 3. 31	5	2/3		延長	
6	22項	6項	津波防災地域の協定避難用部分に係る固定資産	R6. 3. 31 →R9. 3. 31	5	1/2		延長	
7	22項	7項	津波防災地域の協定避難用部分に係る固定資産	R6. 3. 31 →R9. 3. 31	5	1/2		延長	
8	23項	8項	指定避難用償却資産	R6. 3. 31 →R9. 3. 31	5	2/3		延長	
9	23項	9項	協定避難用償却資産	R6. 3. 31 →R9. 3. 31	5	1/2		延長	
10	25項	10項	特定再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備 (1,000Kw未満)	R6. 3. 31 →R8. 3. 31	3	2/3		延長	
11	25項	11項	特定再生可能エネルギー発電設備 風力発電設備 (20Kw以上)	R6. 3. 31 →R8. 3. 31	3	2/3		延長	
12	25項	12項	特定再生可能エネルギー発電設備 地熱発電設備 (1,000Kw未満)	R6. 3. 31 →R8. 3. 31	3	2/3		延長	
13	25項	13項	特定再生可能エネルギー発電設備 バイオマス発電設備 (10,000Kw以上20,000Kw未満)	R6. 3. 31 →R8. 3. 31	3	2/3		延長	
14	25項	14項	特定再生可能エネルギー発電設備 (一般木質、農作物残さ) バイオマス発電設備 (10,000Kw以上20,000Kw未満)	R8. 3. 31	3	6/7		新規	
15	25項	14項 →15項	特定再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備 (1,000Kw以上)	R6. 3. 31 →R8. 3. 31	3	3/4		延長	
16	25項	15項 →16項	特定再生可能エネルギー発電設備 風力発電設備 (20Kw未満)	R6. 3. 31 →R8. 3. 31	3	3/4		延長	
17	25項	16項 →17項	特定再生可能エネルギー発電設備 水力発電設備 (5,000Kw以上)	R6. 3. 31 →R8. 3. 31	3	3/4		延長	
18	25項	17項 →18項	特定再生可能エネルギー発電設備 水力発電設備 (5,000Kw未満)	R6. 3. 31 →R8. 3. 31	3	1/2		延長	
19	25項	18項 →19項	特定再生可能エネルギー発電設備 地熱発電設備 (1,000Kw以上)	R6. 3. 31 →R8. 3. 31	3	1/2		延長	
20	25項	19項 →20項	特定再生可能エネルギー発電設備 バイオマス発電設備 (10,000Kw未満)	R6. 3. 31 →R8. 3. 31	3	1/2		延長	
21	28項	20項 →21項	浸水想定区域内浸水防止用設備に係る固定資産	R8. 3. 31	5	2/3			
22	32項	21項	特定事業所内保育施設	R6. 3. 31	5	1/2	1/2	廃止	5項
23	33項 →32項	22項	緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地の土地	R7. 3. 31	3	2/3	2/3		6項 →5項
24	38項 →37項	23項	浸水被害軽減地区内にある土地	R8. 3. 31	3	2/3	2/3		7項 →6項
25	39項 →38項	24項	一体型滞在快適性等向上事業	R8. 3. 31	5	1/2	1/2	新規	7項
26	42項 →41項	24項 →25項	認定事業者が設置した雨水貯留浸透施設	R6. 3. 31 →R9. 3. 31	△	1/3		延長	
27	43項 →42項	25項 →26項	貯留機能保全区域の指定を受けた土地	R7. 3. 31	3	3/4	3/4		8項
28	附則15条の8 第2項	26項 →27項	高齢者向け住宅である貸家住宅	R7. 3. 31	5	2/3			
29	附則15条の9 の3	27項 →28項	大規模の修繕等が行われたマンション	R7. 3. 31	1	1/3			